

感染症予防のためのワクチン接種者に対する助成金要綱

静岡県立大学短期大学部後援会承認 平成 19 年 10 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）学生の安全を確保し、臨地実習を円滑に行うため、感染症を予防するワクチン接種者に対してその費用の一部を助成する。

(感染症の種類)

第 2 条 この要綱において適用する感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 6 項に規定する感染症のうち、当面次に掲げる疾病（以下「小児感染症」という。）をいう。

- (1) 麻疹（はしか）
- (2) 風疹（三日はしか）
- (3) 水痘（水ぼうそう）
- (4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- (5) 百日咳

(助成金の交付対象)

第 3 条 本学の学生で、小児感染症の感染防止のために医療機関においてワクチンを接種した者に対し、その費用の一部を助成する。

なお、対象者は事前に小児感染症の抗体検査を受け、その結果、陰性又は疑陽性となった者に限る。

(助成金の割合)

第 4 条 助成の割合は、次のとおりとする。

- (1) 小児感染症のワクチンを接種した費用の三分の一とする。ただし、第 2 条第 1 号に規定する疾病の場合は、二分の一とする。
 - (2) 2 以上のワクチンをまとめて接種した場合は、当該費用の三分の一とする。
- 2 助成費用に 10 円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

(助成金請求及び支払い手続)

第 5 条 助成金を受けようとする者は、助成金申請書（様式 1）を本学後援会長に提出しなければならない。なお、事務の取扱いは学生室において行うものとする。

- 2 助成金申請書の裏面に接種を受けた医療機関の領収書のコピーを貼付しなければならない。
- 3 本学後援会は、助成金申請書を受理してから2週間以内に第4条の規定により当該申請者に交付するものとする。
- 4 前項により交付を受けた者は、領収したことを自署した領収書を提出しなければならない。

(広報)

第6条 毎年度当初に当該助成制度の概要を本学学生に対して広報し周知しなければならない。

(個人情報の保持)

第7条 この要綱により助成金の申請又は交付を受けた者の個人情報を外へ持ち出したり、私的に使用したり、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、感染症予防の助成に関する事項は、後援会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式 1

感染症予防のためのワクチン接種助成金申請書

年 月 日

静岡県立大学短期大学部後援会長 様

静岡県立大学短期大学部

学科(専攻)

学籍番号

氏名 印

私は、下記のとおりワクチンを接種しましたので、感染症予防のためのワクチン接種者に対する助成金要綱により助成金の交付を申請します。

記

1 申請金額 円 (ワクチン接種費用の1/3)

2 ワクチン接種の概要

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 接種した日 | 年 月 日 |
| 医療機関の名称 | |
| ワクチンの種類 (該当の疾患に○をつける) | 麻疹 風疹 水痘 流行性耳下腺炎 百日咳 |
| 費用 (領収書の金額) | 円 |

ワクチン接種に関しては費用の1/3を後援会費より助成いたします。
申請の際は、領収書の写しを添付してください。

助成金の交付について

年 月 日

様

静岡県立大学短期大学部後援会長
(押印省略)

年 月 日付け申請があった感染症予防のためのワクチン接種

者に対する助成金について、次のとおり交付します。

助成金額

円